

指定通所介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(島根県指定 第 3272200654 号)

当事業所は利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。ただし、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人 知夫村社会福祉協議会
- (2) 所在地 島根県隠岐郡知夫村 664 番地
- (3) 連絡先 08514 - 8 - 2270
- (4) 代表者 会長 金崎 朝香
- (5) 設立日 昭和 46 年 2 月 13 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種別 指定通所介護事業所・介護予防通所介護事業所
(平成 18 年 4 月 1 日指定) 島根県 3272200654 号
- (2) 名 称 招福苑デイサービスセンター
- (3) 所在地 島根県隠岐郡知夫村 664 番地
- (4) 連絡先 08514 - 8 - 2270
- (5) 管理者 所長 崎 尚実
- (6) 開設日 平成 18 年 4 月 1 日
- (7) 利用定員 10 人
- (8) 事業者が行っている他の介護保険事業
 - [基準該当訪問介護] 令和 7 年 4 月 1 日指定 島根県 3282200041 号
 - [介護予防訪問介護] 平成 18 年 4 月 1 日指定 島根県 3272200241 号
 - [居宅介護支援事業] 平成 12 年 4 月 1 日指定 島根県 3272200043 号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 知夫村内
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(但し、国民の休日及び12月29日～1月3日を除く)
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
サービス提供時間	9時30分～15時00分

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職種の配置状況

- ① 管理者 1名
- ② 生活相談員 1名以上(常勤、運転手と兼務)
- ③ 看護職員 1名(常勤、機能訓練指導員と兼務)
- ④ 介護職員 1名以上
- ⑤ 機能訓練指導員 1名(看護職員と兼務)
- ⑥ 運転手 1名(常勤、生活相談員と兼務)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の9割から7割が介護保険から給付されます。加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿って事業所と利用者で協議した上で通所介護計画に定めます。

(2) サービスの概要

〈共通的サービス〉

- ① 食事の介助(ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。)
 - ・食事の準備、介助を行います。
- ② 入浴
 - ・入浴又は清拭を行います。
- ③ 排泄
 - ・利用者の排泄の介助を行います。
- ④ 送迎サービス
 - ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

〈加算対象サービス〉

- ① 入浴介助サービス
 - ・機械浴槽等を使用して入浴介助を行います。

(3) サービス利用料金(1日あたり)

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。

介護度	自立	事業対象者 要支援1	要支援2
基本利用料	1回あたり370円	1月あたり1,798円 (4回まで) 1回あたり436円	1月あたり3,621円 (5～8回まで) 1回あたり447円
介護職員等処遇改善 加算Ⅱ		利用合計額に 9.0%を乗じた額	
食事提供に係る費用	450 円		

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	657 円	776 円	896 円	1,013 円	1,134 円
入浴利用料	40 円				
介護職員等 処遇改善加算 Ⅴ9	利用合計額に 9.0%を乗じた額				
食事提供に 係る費用	450 円				

① 償還払い

・利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

② 利用者に提供する食事(昼食代)に係る費用は別途いただきます。

③ 介護保険の給付体系等に変更があった場合、変更された額に合わせてサービス利用料金を変更いたします。

〈サービスの概要と利用料金〉

① レクリエーション・クラブ活動 利用料金:材料代等の実費をいただきます。

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

② 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

③ その他

経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月 25 日までに以下の

いずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ① 現金によるお支払い
- ② 口座からの自動引き落とし(利用できる金融機関:ゆうちょ銀行・JAバンク)

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等、正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。

6. 秘密保持の厳守

- (1) 当事業所及びすべての職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に提供いたしません。この守秘義務は、職員の雇用契約が終了した後も同様といたします。
- (2) 利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅支援事業者等に対し、利用者及びそのご家族の個人情報を提供いたしません。

7. 事故発生時等の対応について

- ①事故の状況に応じ、必要な措置を迅速に講じます。
- ②当該利用者のご家族、島根県、市町村及び保険者並びに当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告・連絡を行います。
- ③事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

8. 虐待防止に関する事項

事業所は利用者の人権擁護、人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生又はその発生を防止する為、次の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、直ちに防止策を講じ市町村へ報告する。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の為の指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待を防止する為の定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号にあげる措置を適切に実施するための担当者を選定する。

9. 身体拘束に関する事項

- (1) 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。
- (1) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
 - ② 委員会の開催年1回以上
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修年1回以上

10. 衛生管理について

- (1) 食中毒及び感染症の発生を防止するために、必要な措置を講じます。
- (2) 発生した場合に備え、食中毒や感染症の特徴及び対処方法をあらかじめ十分に理解しておくよう努めます。
- (3) 当事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

11. 苦情の受付について

- (1) 苦情の受付
 - 当事業所に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。
 - ・ 受付窓口(担当者) 崎 尚実
 - ・ 電話番号 08514-8-2270
 - ・ 受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時00分
- (2) その他の苦情・相談窓口
 - ・ 知夫村役場 介護保険担当 電話番号 08514-8-2211
 - ・ 隠岐広域連合 介護保険課 電話番号 08512-6-9151
 - ・ 島根県社会福祉協議会 電話番号 0852-32-5997
 - ・

提供するサービスの第三者評価の実施状況 有 ・ 無

白紙ページ